

令和 8 年度第 2 回
埼玉県ケアラー支援に関する有識者会議

議題

第3期埼玉県ケアラー支援計画について

- 1 ケアラーに関する意識調査（結果）について
- 2 計画策定に係るスケジュールについて
- 3 埼玉県四半期経営動向調査について
- 4 第3期埼玉県ケアラー支援計画骨子（案）
- 5 第3期ケアラー支援計画の指標一覧（案）

第3期埼玉県ケアラー支援計画について

1 ケアラーに関する意識調査（結果）について

第3期埼玉県ケアラー支援計画策定などの参考とするため、一般県民及び支援機関向けの意識調査を実施した

（1）一般県民向け

① 調査の概要

- 対象：埼玉県内に在住・在勤・在学の方
- 回答期間：令和8年5月15日（金）～令和8年6月12日（金）
- 回答方法：無記名式アンケート
- 質問項目
 - ・属性（年代、職業、性別、ケアラー経験の有無）
 - ・ケアラー、ヤングケアラーの内容を含めた認知度
 - ・介護に備えた準備の状況と「なし」の場合の理由
 - ・ケアラー月間の認知度
 - ・ケアラーとなった場合の相談先
 - ・介護保険制度の認知度
 - ・ケアラー・ヤングケアラー支援体制が整っていると感じるか
 - ・介護者サロンの認知度
 - ・企業等において仕事と介護の両立支援体制が整っていると感じるか

第3期埼玉県ケアラー支援計画について

② 回答者の属性

回答者数	備考(男女の内訳)
181	男:62 女:113 回答しない:6

年代別	回答数	割合
10代	1	0.6%
20代	11	6.1%
30代	19	10.5%
40代	35	19.3%
50代	73	40.3%
60代以上	42	23.2%
合計	181	100.0%

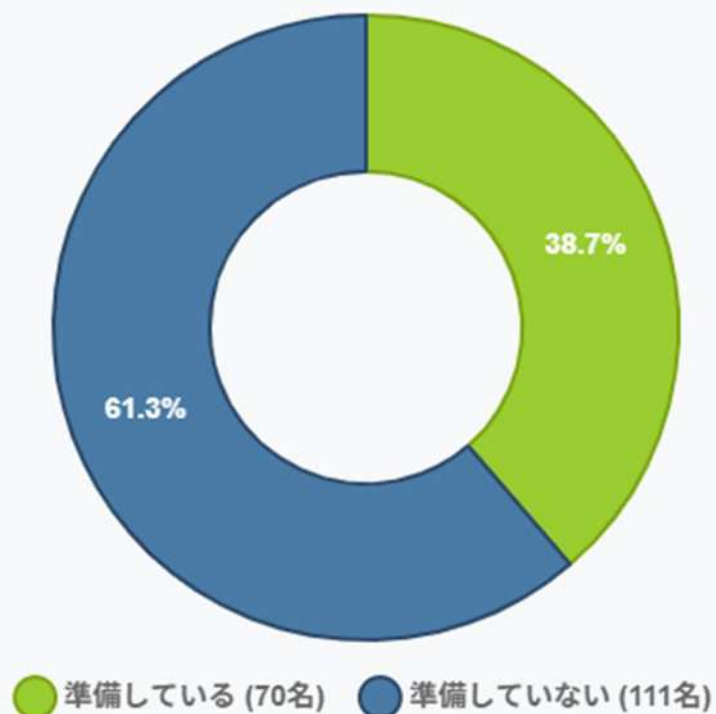
職業の別	回答数	割合
個人事業主・会社経営者(役員)	18	9.9%
家族従業(家業手伝い)	2	1.1%
勤め(全日)	108	59.7%
勤め(パートタイム・アルバイト)	25	13.8%
専業主婦・主夫	15	8.3%
学生	2	1.1%
その他、無職	11	6.1%
合計	181	100.0%

第3期埼玉県ケアラー支援計画について

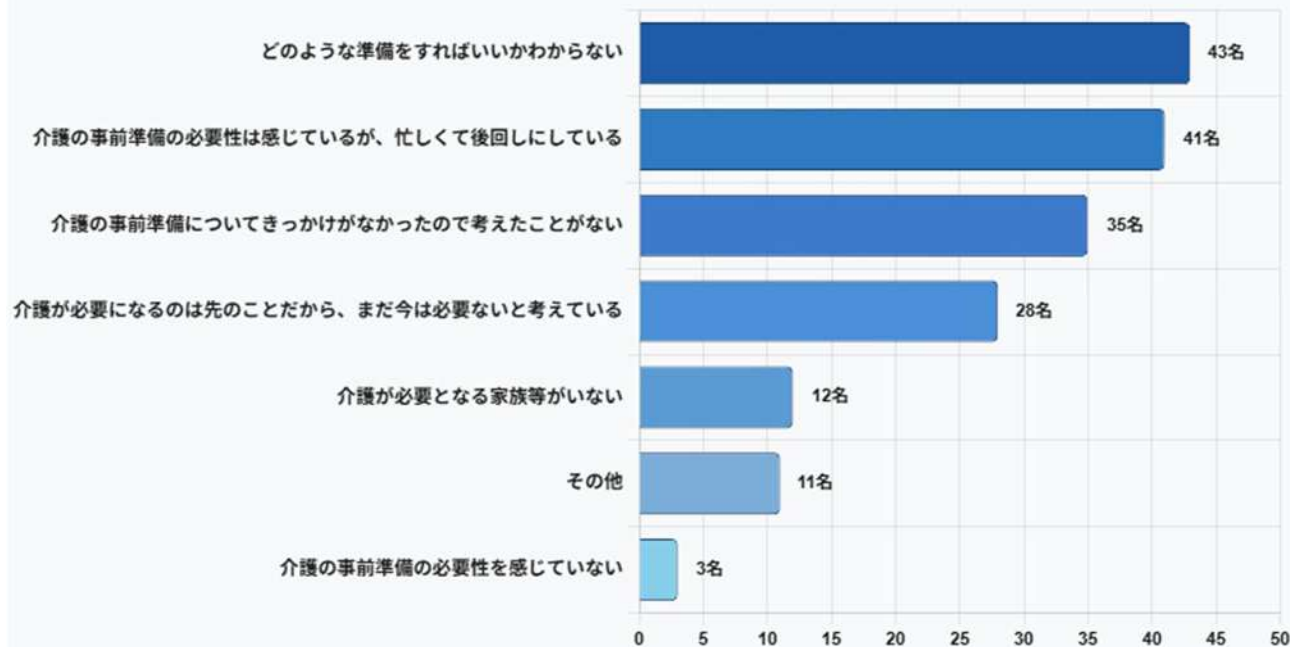
③ 結果の概要

○家族の介護に備えた準備の状況と「なし」の場合の理由（複数回答可）

介護の準備の有無（割合）



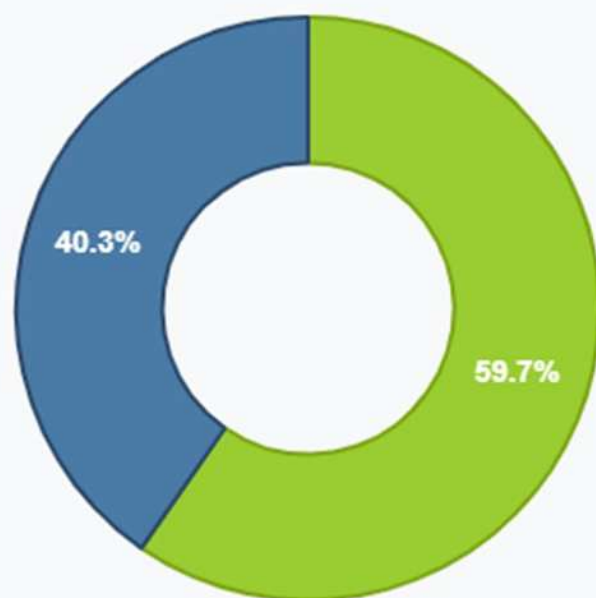
準備をしていない理由（複数回答・全7項目）



第3期埼玉県ケアラー支援計画について

○ケアラーとなった場合の相談先

ケアラーとなった場合の相談先が思い浮かぶか



● 相談先が思い浮かぶ (108名)

● 相談先が思い浮かばない (73名)

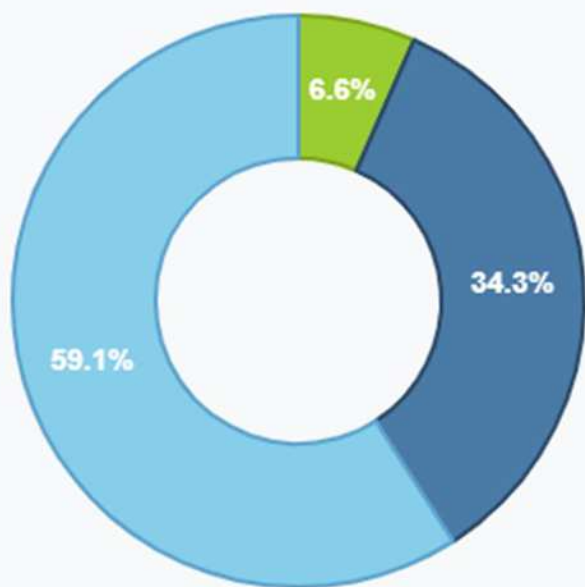
ケアラーになった場合の相談先（上位6位）

順位	相談先	回答数	割合
1位	地域包括支援センター	42名	29.4%
2位	市町村窓口	41名	28.7%
3位	ケアマネジャー	13名	9.1%
4位	相談支援事業所	6名	4.2%
5位	病院	5名	3.5%
6位	友人・社会福祉協議会・介護事業所	4名（各）	2.8%（各）

第3期埼玉県ケアラー支援計画について

○ケアラー・ヤングケアラー支援体制が整っていると感じるか

ケアラー・ヤングケアラー支援体制が整っていると感じるか

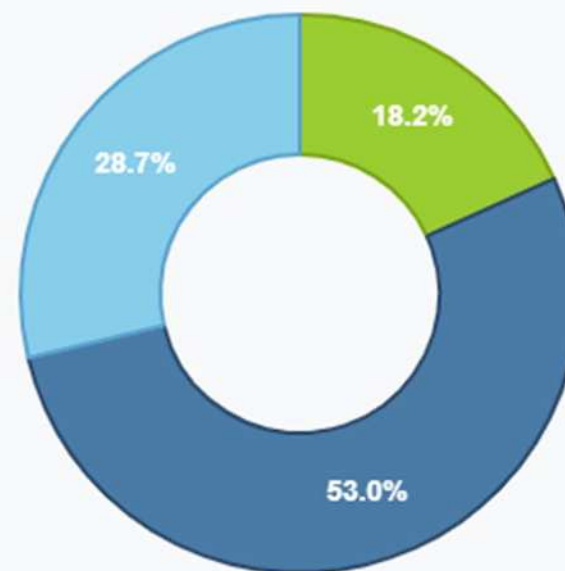


● 整っていると感じる (12名) ● 整っていると感じない (62名)

● わからない (107名)

○企業等において仕事と介護の両立支援体制が整っていると感じるか

企業等において従業員が仕事と介護を両立できる環境が整っていると感じるか



● 整っていると感じる (33名) ● 整っていると感じない (96名)

● わからない (52名)

第3期埼玉県ケアラー支援計画について

(2) 支援機関向け

① 調査の概要

- 対象：日頃から埼玉県内におけるケアラー支援に携わっている方
(各市町村高齢者福祉担当、障害福祉担当、地域包括支援センター、居宅介護支援事業所、介護サービス事業所、障害者相談支援事業所、障害児（者）施設・事業所、社会福祉協議会、民間支援団体等の職員)
- 回答期間：令和8年5月15日（金）～令和8年6月12日（金）
- 回答方法：無記名式アンケート
- 質問項目
 - ・地域包括支援センターの認知度の感じ方
 - ・介護について、家族だけで抱えこまずに相談していいという機運の醸成されていると思うか
 - ・自ら声を上げられないケアラーを救い上げる体制ができているか
 - ・地域の支援団体等の情報について、把握しているか
 - ・ワーキングケアラーに対する声掛けについて
 - ・ケアラー・ヤングケアラー支援に関する研修について
 - ・ケアラーや家族全体を見る視点を持って業務に当たっているか
 - ・民間企業との連携について
 - ・普段聞いているケアラーのニーズについて

第3期埼玉県ケアラー支援計画について

② 回答者の属性

回答者数

66

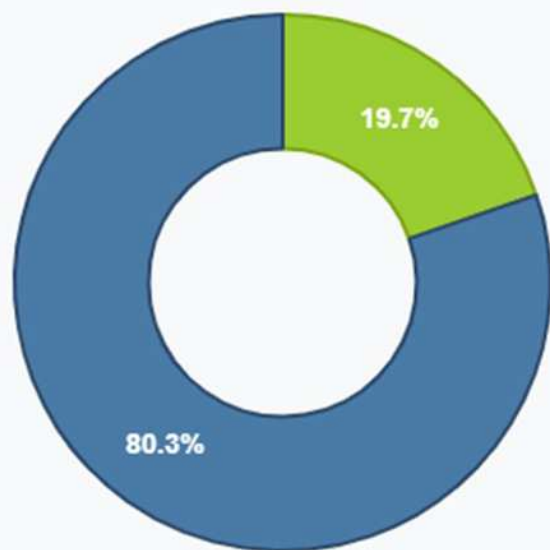
職業の別	回答数	割合
市町村(福祉部門)	11	16.7%
市町村(福祉部門以外)	3	4.5%
地域包括支援センター	26	39.4%
居宅介護支援事業所、介護サービス事業所	19	28.8%
障害者相談支援事業所、障害児(者)施設・事業所	4	6.1%
社会福祉協議会	1	1.5%
民間支援団体	1	1.5%
その他(医療機関)	1	1.5%
合計	66	100.0%

第3期埼玉県ケアラー支援計画について

③ 結果の概要

○介護について、家族だけで抱えこまずに相談していいという機運の醸成されていると思うか

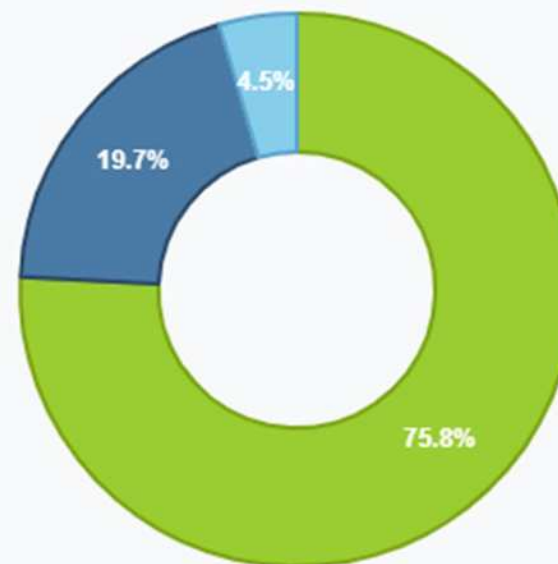
介護について相談していいという機運が醸成されていると感じるか



- 機運が醸成されている (13機関)
- 機運醸成は不十分 (53機関)

○ケアラーや家族全体を見る視点を持って業務に当たっていますか。

ケアラーや家族全体を見る視点を持って業務に当たっているか

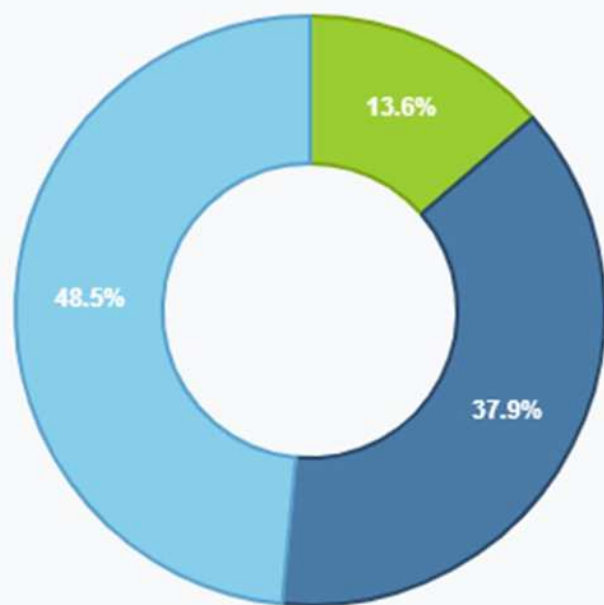


- いつも家族全体を見て業務に当たっている (50機関)
- 時々家族全体を見て業務に当たっている (13機関)
- 家族のことはあまり意識していない (3機関)

第3期埼玉県ケアラー支援計画について

○ケアラー・ヤングケアラー支援に関する研修について

研修機会は十分だと感じるか



● 機会は十分 (9機関) ● 十分だが、繁忙等のため受講できない (25機関)
● 機会が不足 (32機関)

○どのような研修があればいいと思うか（上位10位）

順位	研修内容	回答数	割合
1位	いつでも視聴可能な研修動画	30件	20.0%
2位	好事例を学んだり、他の参加者と情報交換ができるような研修	20件	13.3%
3位	初任者向けの研修	18件	12.0%
4位	グループワーク等を含む実践的な研修	16件	10.7%
5位	専門職向けのケアラーアセスメントに関する研修	15件	10.0%
6位	民間企業等と連携した研修	14件	9.3%
7位	ヤングケアラーに特化した研修	13件	8.7%
8位	介護者サロン運営向上研修	11件	7.3%
9位	職種別に分類した研修	8件	5.3%
10位	その他	5件	3.3%

第3期埼玉県ケアラー支援計画について

2 計画策定に係るスケジュールについて

時期	実施事項	内容
R8.5	・第1回有識者会議 ・調査①	・施策の体系・数値目標の方向性について ・ケアラーに関する意識調査（一般県民向け、支援機関向け）
R8.8	・第2回有識者会議	・第3期埼玉県ケアラー支援計画(たたき台) ・調査②について
R8.9	・調査② ・庁内連絡会議	・企業の仕事と介護の両立支援に係る取組状況調査 ・庁内でのスケジュール共有、施策内容の照会等
R8.11	・第3回有識者会議	・第3期埼玉県ケアラー支援計画(素案)について ・調査③について
R8.12	・調査③	・県政サポーターアンケート（ケアラー及びヤングケアラーについて）の実施
R9.1~2	・県民コメント	
R9.2	・第4回有識者会議	・県民コメントの結果について ・第3期埼玉県ケアラー支援計画(案)について
R9.3	・議会報告	

第3期埼玉県ケアラー支援計画について

3 埼玉県四半期経営動向調査（令和8年7～9月期調査）について

県内中小企業の経営動向を迅速・的確に把握し、産業労働施策を推進するための基礎資料とするため実施している埼玉県四半期経営動向調査（令和8年7～9月期調査）にて、仕事と介護の両立支援について調査中。

【概 要】

- 対象：県内中小企業2,200社
- 回答期間：令和8年7月～令和8年9月
- 質問項目
 - ・介護休業に関する考え方
 - ・介護と仕事の両立に関する制度や取組（複数回答可）
 - ・制度や取組の周知方法（複数回答可）
 - ・介護の支援または仕事と介護の両立支援の必要性が確認された従業員に対する対応、支援（複数回答可）

4 第3期埼玉県ケアラー支援計画骨子（案）について

I 計画の趣旨

ケアラーの支援に関する施策を総合的かつ計画的に推進するために策定

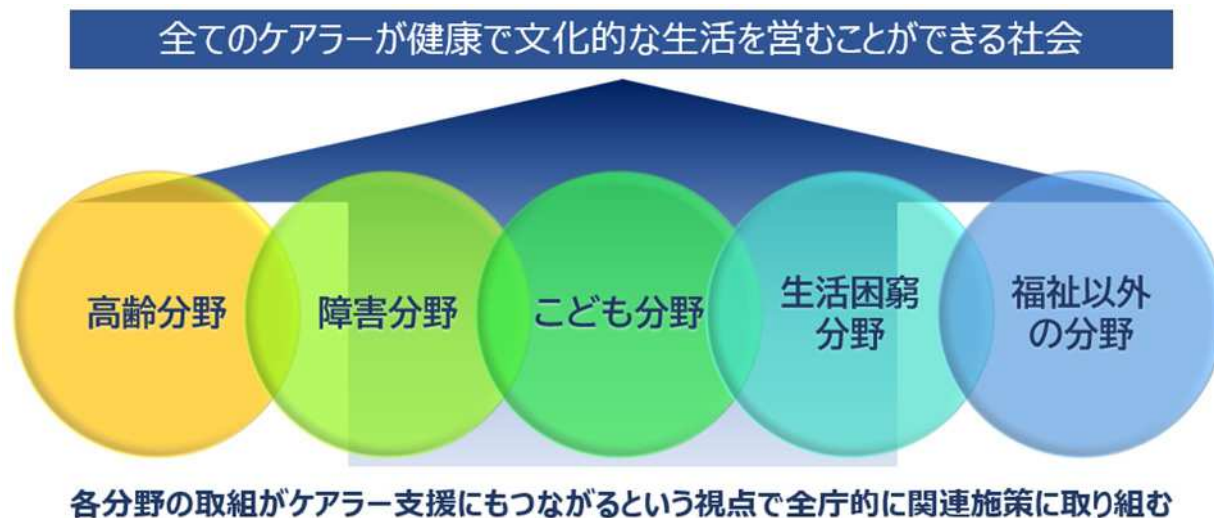
II 計画の性格

- 埼玉県ケアラー支援条例第9条に規定する計画
- 高齢、障害、児童等の福祉の各分野に限らず、保健医療、産業労働、教育等の各分野の共通事項を横断的に記載した計画

III 計画の期間

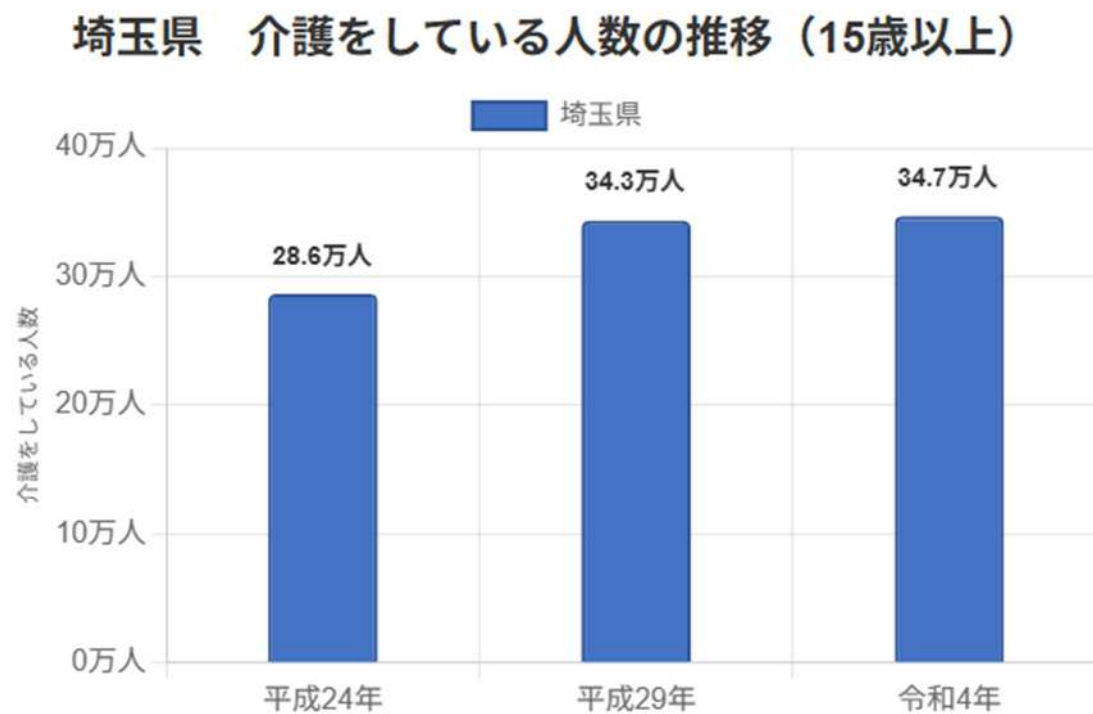
令和9年度～令和11年度（3か年）

【施策推進のイメージ】



Ⅳ ケアラーの状況

1 埼玉県におけるケアラーの人数（15歳以上）の推移

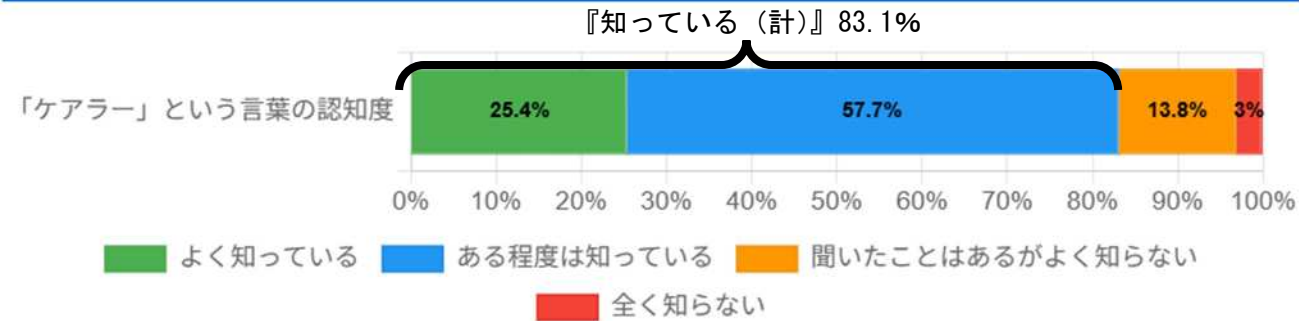


総務省「就業構造基本調査（平成24年、29年、令和4年）」より

2 県政サポーターアンケート（令和7年度）

(1) 「ケアラー」「ヤングケアラー」の認知度について

「ケアラー」という言葉を知っていますか



回答数：2,248人

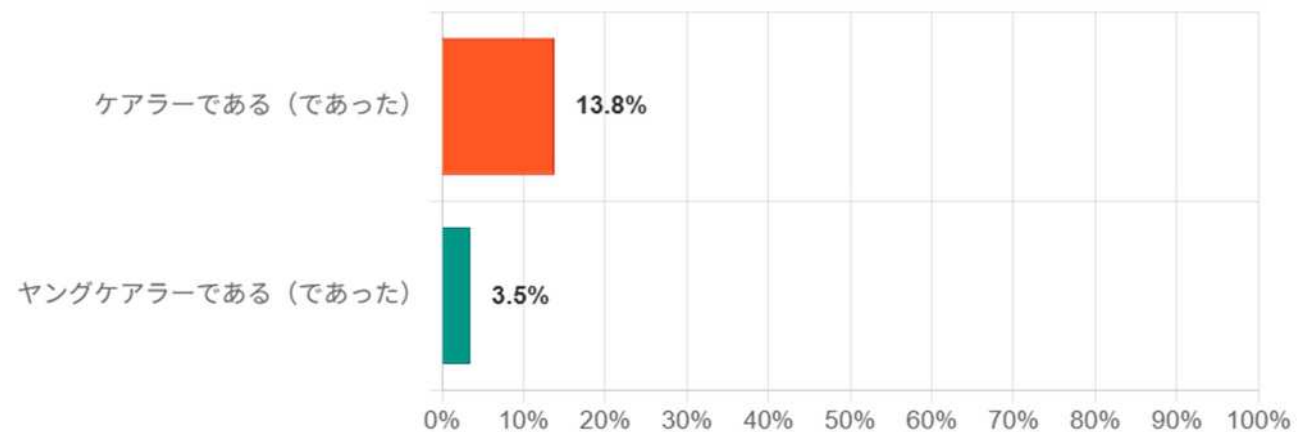
「ヤングケアラー」という言葉を知っていますか



回答数：2,248人

(2) 自身がケアラー又はヤングケアラーかについて

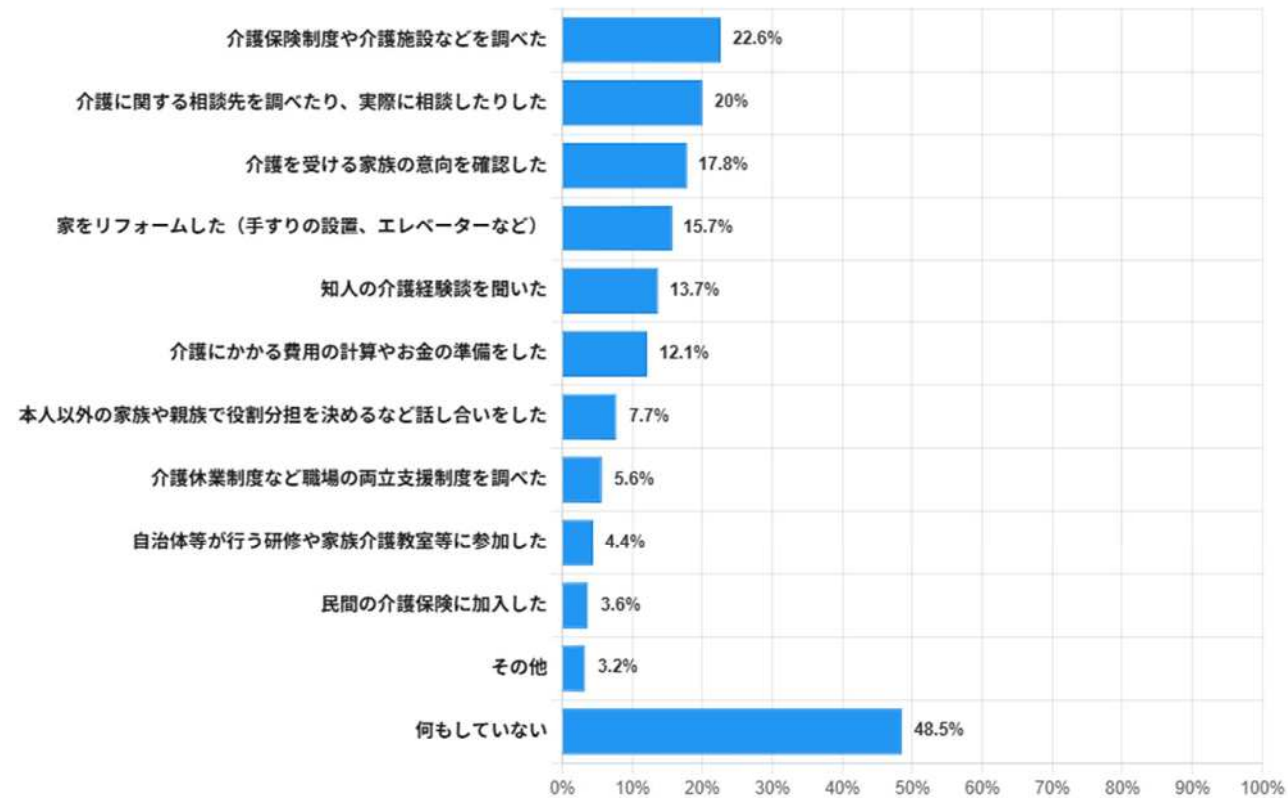
あなた自身は、現在ケアラー又はヤングケアラーですか。または過去にそうでしたか。



回答数：2,248人（「いいえ」を除く）

(3) 家族の介護への備えについて

家族の介護に備えて準備をしていることはありますか



回答数：2,248人

V 課題

1 社会的認知度の向上

ケアラー、ヤングケアラーという言葉の認知度は令和7年度の県政サポーターアンケートによると共に8割以上となりましたが、引き続きケアラー自身が周りに助けを求めてもよいということや、地域包括支援センターなどの具体的な相談窓口などについて、ケアラー自身も含めた県民、事業者及び関係機関に対して周知が必要です。

また、県民の誰もが当事者になる可能性があることを踏まえて、ケアラーの実態や活用できる支援策について、理解を広げるとともに深めていくことも必要です。

2 複雑化・複合化した課題の増加と包括的な支援体制の整備

認知症の方や障害のある方、難病疾患の方の介護・看護などケアラーがケアする相手も多様であり、ケアラー自身の困りごとやケアラーがいる世帯が抱える課題も様々です。

これまで、高齢者、障害者、児童、生活困窮者等の福祉の分野ごとに相談支援体制がつくられてきましたが、既存の制度では対応が困難な複合課題への対応や地域住民の複雑化・複合化した支援ニーズへの対応を図る必要があります。

県内全市町村において、ワンストップ型総合相談窓口や複合課題を調整するチームの設置がなされ、相談の受け入れ体制は整備されましたが、引き続きケアラーをはじめとした複合課題を抱える人・世帯を支援していくため、相談支援体制の充実やアウトリーチの取組など市町村の実情に応じた包括的な支援体制の整備を進めていく必要があります。

3 孤立の防止

ケアラーが悩みを共有でき、安心できる居場所として、介護者サロンの普及を進めてきたところ、多くの市町村で設置がなされました。

今後は、ケアラーが孤立しないよう、見守り体制の整備や居場所づくりなど、民間企業も含めた多様な主体による地域づくりを進めるとともに、その担い手の育成等に取り組んでいく必要があります。

4 仕事と介護の両立

介護が始まる前の方も含め、県民の方に対し、心構えや知識の習得等の事前の準備を促していく必要があります。

また、仕事と介護を両立できる就業環境が整備されている企業、事業所を増やすため、企業等の両立支援に対する理解を促し、体制づくりを進めていく必要があります。

5 ケアラー支援を担える人材育成の更なる推進

ケアラーの置かれている状況、相談内容に応じて適切な支援を行っていくため、ケアラーの身近な関係機関である地域包括支援センターや社会福祉協議会などの職員等が、ケアラー支援に対する理解が深まるよう、引き続き人材を育成していく必要があります。

6 ヤングケアラー支援体制の推進

ヤングケアラー本人にとって「信頼できる大人」を増やしていく必要があります。

また、こどもたちの居場所づくりも重要であるため、こども食堂をはじめとしたこどもの居場所の普及に取り組む必要があります。

そのほか、18歳を超える若者ケアラーに対しての相談支援や就労支援といった大人への移行期支援も必要です。

VI 施策の体系

基本目標	施策
1 ケアラーを支えるための広報啓発の更なる推進	1 ケアラーに関する啓発活動の充実
2 行政におけるケアラー支援体制の推進	1 包括的な支援体制の整備
	2 多様なケアラーへの支援
	3 子育てしながら介護を担うダブルケアへの支援
	4 ケアラーの生活支援
3 地域におけるケアラー支援体制の構築	1 ケアラーが孤立しない地域づくり
	2 地域の見守り体制・地域住民同士の助け合いの拡充
4 企業におけるケアラー支援体制の構築	1 ワーキングケアラーの仕事と介護の両立支援の推進
5 ケアラーを支える人材育成の更なる推進	1 ケアラー支援への対応能力向上・連携強化
	2 ケアラー支援を担う県民の育成の推進
6 ヤングケアラー支援の推進	1 学校におけるヤングケアラー支援体制の推進
	2 行政・地域におけるヤングケアラー支援体制の推進
	3 大人への移行期支援

Ⅶ 主な施策

基本目標１ ケアラーを支えるための広報啓発の更なる推進

(1) ケアラーに関する啓発活動の充実

- ケアラーに関する理解を深めるため、啓発事業を更に推進
- ケアラー支援に関する集中的な広報啓発期間の実施など、県、県民、市町村、事業者、関係機関、民間支援団体が連携した啓発活動の実施

基本目標２ 行政におけるケアラー支援体制の推進

(1) 包括的な支援体制の整備

- ケアラーからの相談や支援ニーズを抱えながらも必要な支援が届いていないケアラーなどに対応するため、包括的な支援体制の整備に取り組む市町村に対し、アドバイザーの派遣、先進事例などの紹介、市町村職員等への研修などを実施
- 包括的な支援体制の整備のため、重層的支援体制整備事業などに取り組む市町村を支援

(2) 多様なケアラーへの支援

- ショートステイやデイサービスなど、一時的に休息しリフレッシュできる環境の整備とサービスの充実、ケアラーへの周知
- 認知症の人やその家族に対し、介護経験のある方が対応する電話相談窓口や交流集会等の開催により、認知症の知識や介護技術の提供及び精神面を支援
- 高次脳機能障害とその家族に対する地域での支援を充実するため、医療、福祉、介護などの支援に関わる職員に対する研修やピア・カウンセリングの実施

- 専門的な相談や情報提供及び関係機関等との連絡調整などを行う医療的ケア児等支援センターを運営し、医療的ケアを必要とする障害児等とその家族が地域で安心して生活できるよう支援
- 難病患者の療養生活の確保とそれを支えるケアラーの福祉の向上を目的に、人工呼吸器を装着している病状安定在宅難病患者を対象とした一時的入院の実施

(3) 子育てしながら介護を担うダブルケアへの支援

- 子育てしながら介護を担うケアラーからの相談に応じ子育て家庭が地域で孤立しないよう地域子育て支援拠点の整備と質の充実
- こども家庭センターにおいて、妊産婦や保護者が介護等のケアを担っている状態であることに気づいた場合の福祉部門等との連携による適切な支援

(4) ケアラーの生活支援

- 生活困窮の状態にあるケアラーの課題に応じた生活困窮者自立支援制度の活用などによる自立支援
- 若者ケアラー・ヤングケアラーが抱える悩みや問題等について気軽に相談できるようSNSを活用した相談窓口の設置やオンラインサロンを開催
- 心の健康や悩みを抱えたケアラーの方の相談支援を実施

基本目標3 地域におけるケアラー支援体制の構築

(1) ケアラーが孤立しない地域づくり

- 市町村や市町村社会福祉協議会、地域包括支援センター等のケアラー支援関係機関に対し、介護者サロンの設置・運営などケアラーが孤立しない地域づくりの実施について、民間企業等との連携・協働の観点も含め支援

- こどもの居場所など、ヤングケアラーにとって安心して過ごせる場を増やすため、地域で活動する団体等への働き掛けを実施

(2) 地域の見守り体制・地域住民同士の助け合いの拡充

- 地域で孤立しているケアラー等の把握や見守り、生活相談に対する助言や、必要なサービスにつなげるなど大きな役割が期待される民生委員・児童委員等に対して研修の実施し、活動を支援
- ケアラーを地域で支えるため、地域においてケアラー支援の取組や事業の立ち上げ等を行うNPOやボランティア団体等を支援

基本目標 4 企業におけるケアラー支援体制の構築

(1) ワーキングケアラーの仕事と介護の両立支援の推進

- 企業における仕事と介護の両立支援体制の構築に向け、企業の経営者や人事担当者等を対象にセミナーを実施
- 企業や事業所の依頼に基づき、専門の相談員がアドバイザーとして県内の企業に出向き、両立のための雇用環境の整備や支援制度の導入などを助言
- 企業の従業員に対し、啓発を行い、介護にあたっての知識の習得や心構え等の事前の準備を促すことで介護と仕事の両立を支援

基本目標 5 ケアラーを支える人材育成の更なる推進

(1) ケアラー支援への対応能力向上・連携強化

- 地域包括支援センター職員、医療従事者、基幹相談支援センター等ケアラー支援を担う様々な機関に対し、ケアラーからの相談に対応するための研修を実施

(2) ケアラー支援を担う県民の育成の推進

- 県政出前講座等により住民や関係団体にケアラー支援の必要性を啓発

基本目標6 ヤングケアラー支援の推進

(1) 学校におけるヤングケアラー支援体制の推進

- ヤングケアラーに対し、適切な対応や支援を行うため、教職員を対象とした研修を充実
- ヤングケアラーへの適切な支援につなげるために、教育機関と福祉部門の連携が図られやすくなるよう、合同研修を実施
- スクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカーを対象とした研修を通じて、ヤングケアラーへの支援に関する理解を促進

(2) 行政・地域におけるヤングケアラー支援体制の推進

- 若者ケアラー・ヤングケアラーが抱える悩みや問題等について気軽に相談できるようSNSを活用した相談窓口の設置やオンラインサロンを開催（再掲）
- 子ども食堂などの立ち上げ支援をするアドバイザーを養成し、各地に派遣
- ヤングケアラーの実態把握調査などヤングケアラー支援を行う市町村を支援

(3) 大人への移行期支援

- 若者ケアラーになっても本人の希望に沿った進路選択を行えるよう学びを継続する環境を整えるため、大学教職員等に対する研修を実施
- 若者ケアラー・ヤングケアラーが抱える悩みや問題等について気軽に相談できるようSNSを活用した相談窓口の設置やオンラインサロンを開催（再掲）
- 若者ケアラーに対して、ケアによる経験不足を補う取組やキャリア支援等を実施

5 第3期ケアラー支援計画の指標一覧（案）

（1）ケアラーを支えるための広報啓発の更なる推進

広く県民に対しケアラーの存在について、そしてケアラー自身に対しても周りに助けを求めてよいということ、そして、県民の誰もが当事者になる可能性があることを踏まえてケアラーの実態や支援策の理解を広めるとともに深めていけるよう啓発を行います。

また、市町村や身近な介護の相談機関である地域包括支援センター等を周知することで、ケアラー自身が必要な支援につながるよう促します。

No.	指標名	現状値	目標値
1	地域包括支援センターの認知度 (30～50代)	49.1% (令和7年度)	70.0% (令和11年度)

（2）行政におけるケアラー支援体制の推進

認知症の人や障害のある方、難病疾患の方の介護・看護などケアラーがケアする相手は多様であり、ケアラー自身の困りごとやケアラーがいる世帯が抱える課題も様々です。

県内の市町村における複雑化・複合化した支援ニーズに対応できる包括的な支援体制の整備を支援します。また、重層的支援体制整備事業を実施する市町村を支援します。

No.	指標名	現状値	目標値
2	複雑化・複合化した課題に対し、 アウトリーチの取組を行っている 市町村数（＊）	25 市町村 (令和8年4月1日)	全市町村 (令和11年度)

＊ 地域の中で支援ニーズを抱えながらも必要な支援が届いていない人・世帯等に関する情報を収集・集約する仕組みがあり、既存制度だけでは対応できないケースにアウトリーチを行う仕組みがある市町村

(3) 地域におけるケアラー支援体制の構築

ケアラーが地域で孤立することがないように、いわゆる介護者サロンなどの場や住民同士の助け合い、見守り体制づくりなどケアラーが孤立しない地域づくりを進め、その担い手の育成にも取り組みます。

No.	指標名	現状値	目標値
3	地域福祉活動者向け研修の受講者数	1,151 人 (令和4~7年度の累計)	2,200 人 (令和4~11年度の累計)

(4) 企業におけるケアラー支援体制の構築

介護が始まる前の方も含め、心構えや知識の習得等の事前の準備を促していくとともに、企業の理解や体制づくりを支援し、ケアラーが仕事と介護を両立できる体制を構築します。

No.	指標名	現状値	目標値
4	ワーキングケアラーに関する事業者及び勤労者向けセミナー等の受講企業数	1,174 企業 (令和6~7年度の累計)	4,000 企業 (令和6~11年度の累計)

(5) ケアラーを支える人材育成の更なる推進

ケアラーの置かれている状況、相談内容に応じて適切な支援を行っていくため、関係機関を対象とした研修により支援の担い手となる人材を引き続き育成します。

また、関係機関に限らず地域の住民の中にもケアラーを支援する担い手として活躍してもらうことも重要であるため、ケアラー支援の必要性の理解を促進し、参加するきっかけづくりに取り組みます。

No.	指標名	現状値	目標値
5	ケアラー支援を担う人材育成数	7,107 人 (令和3~7年度の累計)	19,000 人 (令和3~11年度の累計)

(6) ヤングケアラー支援体制の推進

教育機関等と福祉部門とが連携してヤングケアラーを支援できる体制を構築します。

あわせて、ヤングケアラーも含めた子供たちの居場所づくりを進めるほか、若者ケアラーについても切れ目なく支援していきます。

No.	指標名	現状値	目標値
6	ヤングケアラー支援のための教育・福祉合同研修の受講者数	1,778 人 (令和3~7年度の累計)	3,000 人 (令和3~11年度の累計)